

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）

新旧対照条文（抜粋）

第七章 厚生労働省関係

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

改 正 後	現 行
（役員の選挙）	（役員の選挙）
第二十八条 （略）	第二十八条 （同上）
2・3 （略）	2・3 （同上）
4 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあっては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。 一 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。 二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。	4 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあっては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。
5 前項第一号に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会	5 前項に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（

主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。」をいう。第四章の三において同じ。」の過半数を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

6～9 (略)

(役員の職務及び権限等)

第三十条の三 (略)

(略)

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに

同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号及び第二号に係

において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。」をいう。第四章の三において同じ。」の過半数を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

6～9 (同上)

(役員の職務及び権限等)

第三十条の三 (同上)

(同上)

3

理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号及び第二号に係

る部分に限る。）、第二百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあるのは「理监事会」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（役員の責任を追及する訴え）

第三十一条の六 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第一章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の一、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とある

」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（役員の責任を追及する訴え）

第三十一条の六 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第一章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条の一、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とある

六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併消滅組合の手続）

第六十八条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

一 （略）

二 第五項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2・3 （略）

4 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅組合の組合員は、吸収合併消滅組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

（吸収合併消滅組合の手続）

第六十八条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

一 （同上）

二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2・3 （同上）

（新設）

のは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 5| 7 (略)

8| 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。

(吸収合併存続組合の手続)

第六十八条の二 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一・二 (略)

三 第七項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第三項の規定による催告の日(いづれか早い日

2| 5

(略)

6| 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続組合の組合員は、吸収合併存続組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合(第四項の規定による通知があつた場合を除く。)は、この限りで

4| 5| 6 (同上)

7| 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。

(吸収合併存続組合の手続)

第六十八条の二 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一・二 (同上)

三 第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告の日(いづれか早い日

2| 5

(同上)

(新設)

ない。

7|
9| (略)

10| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求書を書面で提出することができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求書を提出するには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第八項の書面の閲覧の請求

二 第八項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第八項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 第八項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

9| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求書を書面で提出することができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求書を提出するには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

6|
8| (同上)

一 第七項の書面の閲覧の請求

二 第七項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第七項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 第七項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅組合の手続)

第六十八条の三 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

一 (略)

(新設合併消滅組合の手続)

第六十八条の三 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

二 第五項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第三項の規定による催告日のいずれか早い日

2・3 (略)

4 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅組合の組合員は、新設合併消滅組合に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

5 (略)

(合併の無効の訴え)

第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八

二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告日のいずれか早い日

2・3 (同上)

(新設)

4 (同上)

(合併の無効の訴え)

第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八

百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条规定及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十九条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十二条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十二条の三第一項から第三項まで、第三十二条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の五、第三十二条の七（第一項及び第十項を除

百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十九条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十二条の四から第三十二条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十二条の三第一項から第三項まで、第三十二条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の五、第三十二条の七（第一項及び第十項を除

く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条第一項及び第四項、第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三）、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十二条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算入会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十二条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第

く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条第一項、第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十二条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算入会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十二条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第

会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一」(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一」(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第一百二十条第五项、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十二条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生

活協同組合法第七十三条において適用する同法第三十一条の三

第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは
、政令で定める。

(設立の登記)

第七十四条 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～六 (略)

七 第二十六条第三項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多數の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十八号イに規定するもの

ロ (略)

(新設合併の登記)

第七十八条の二 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 (略)

(設立の登記)

第七十四条 (同上)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～六 (同上)

七 第二十六条第三項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多數の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ (同上)

(新設合併の登記)

第七十八条の二 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 (同上)

二 第六十八条の三第五項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日

三・四 (略)

(吸収合併による変更の登記の申請)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条第五項及び第六十八条の二第七項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告 (第六十八条第五項及び第六十八条の二第七項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による公告) をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 (略)

(新設合併による設立の登記の申請)

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日

三・四 (同上)

(吸収合併による変更の登記の申請)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告 (第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による公告) をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 (同上)

(新設合併による設立の登記の申請)

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 (略)

第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (同上)

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 (同上)

第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四

十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六〇十七 (略)

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

(削る)

十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六〇十七 (同上)

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

(削る)

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十 (同上)

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百十九条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十二 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十一

(略)

二十二 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十
六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三
条において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条の二
第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十三～二十五 (略)

二十六 第四十九条又は第四十九条の二第二項（これらの規定
を第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二
第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含
む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事
業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転
し、又は合併したとき。

二十七 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条
第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項に
おいて準用する場合を含む。）、第五十三条の十四第一項若
しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条におい
て準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を
怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十八～四十四 (略)

二十九～四十五 (略)

二・三

(略)

二十一

(同上)

二十二 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十
六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三
条において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二
第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十三～二十六 (同上)

二十七 第四十九条又は第四十九条の二第二項（これらの規定
を第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二
第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含
む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事
業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転
し、又は合併したとき。

二十八 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条
第五項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項に
おいて準用する場合を含む。）、第五十三条の十四第一項若
しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条におい
て準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を
怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十九～四十五 (同上)

二・三

(同上)

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令（平成二十七年政令第三十六号） 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第十三条 法第四十九条第三項（法第五十条の一第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者とする

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第十三条 法第四十九条第三項（法第五十条の一第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者とする

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読み替え）

第十九条 （略）

2 （略）

（削る）

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読み替え）

第十九条 （略）

2 （略）

3 法第七十三条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十条第四項	第五十五条、第一百二十条	消費生活協同組合法第五項、第四百二十四条（七十三条において準用

第四百八十六条第四項に
する同法第三十一条の

おいて準用する場合を含
む。）、第四百六十二条第
三項（同項ただし書に規定
する分配可能額を超えた
部分について負う義務
に係る部分に限る。）、第
四百六十四条第二項及び
第四百六十五条第二項

三第三項

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第十四号） 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（吸收合併消滅組合の事前開示事項）

第二百三十六条 法第六十八条第一項に規定する吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合の債務（法第六十八条の二第七項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

七（略）

（吸收合併存続組合の事前開示事項）

第二百三十八条 法第六十八条の二第一項に規定する吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合の債務（法第六十八条の二第七項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権

現 行

（吸收合併消滅組合の事前開示事項）

第二百三十六条 法第六十八条第一項に規定する吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸收合併について異議を述べ POSSIBILITY ことができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

七（略）

（吸收合併存続組合の事前開示事項）

第二百三十八条 法第六十八条の二第一項に規定する吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸收合併について異議を述べ possibilità ができる債権

者に對して負担する債務に限る。) の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続組合の事後開示事項)

第二百三十九条 法第六十八条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

イ 法第六十八条第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十八条第五項において準用する法第四十九条及び第四十九

条の二の規定による手続の経過

三 吸収合併存続組合における次に掲げる事項

イ 法第六十八条の二第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十八条の二第七項において準用する法第四十九条及び第四

十九条の二の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(新設合併設立組合の事後開示事項)

第二百四十二条 法第六十八条の四第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第六十八条の三第四項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第六十八条の三第五項において準用する法第四十九条及び第四十

者に對して負担する債務に限る。) の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続組合の事後開示事項)

第二百三十九条 法第六十八条の二第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅組合における法第六十八条第四項において準用する法

第四十九条 及び第四十九条の二の規定による手続の経過

三 吸収合併存続組合における法第六十八条の二第六項において準用す

る法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(新設合併設立組合の事後開示事項)

第二百四十二条 法第六十八条の四第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第六十八条の三第四項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第六十八条の三第五項において準用する法第四十九条及び第四十

九条の二の規定による手続の経過

四・五 (略)

(組合の合併の認可の申請)

第二百四十二条 法第六十九条第一項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、次の書類を添えて提出しなければならない。

一・八 (略)

九 合併の当事者たる組合が法第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する法第四十九条第三項の規定による公告及び催告（同条第五項の規定により公告を官報のほか法第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第四十九条の二第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産の信託をしたこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一百五十六条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第二項第二号に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示す

九条の二の規定による手続の経過

三・四 (略)

(組合の合併の認可の申請)

第二百四十二条 法第六十九条第一項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、次の書類を添えて提出しなければならない。

一・八 (略)

九 合併の当事者たる組合が法第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する法第四十九条第三項の規定による公告及び催告（同条第五項の規定により公告を官報のほか法第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第四十九条の二第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産の信託をしたこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一百五十六条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第二項第二号に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示す

る方法とする。

一〇十一 (略)

十二 法第六十八条の二第十項第三号

十三・十四 (略)

る方法とする。

一〇十一 (略)

十二 法第六十八条の二第九項第三号

十三・十四 (略)

